

# 四半期報告書

(第10期第3四半期)

自 平成21年10月1日  
至 平成21年12月31日

エムスリー株式会社

## 表 紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

## 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5

第3 設備の状況	9
----------	---

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) ライツプランの内容	26
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	26
(5) 大株主の状況	26
(6) 議決権の状況	27

2 株価の推移	27
---------	----

3 役員の状況	27
---------	----

第5 経理の状況	28
----------	----

## 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	29
(2) 四半期連結損益計算書	31
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	33

2 その他	42
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	43
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月10日
【四半期会計期間】	第10期第3四半期（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）
【会社名】	エムスリー株式会社 （旧会社名 ソネット・エムスリー株式会社）
【英訳名】	M3, Inc. （旧英訳名 So-net M3, Inc.）  （注）平成21年6月22日開催の第9回定時株主総会の決議により、平成22年1月1日付で会社名を上記の通り変更しました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷 村 格
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門二丁目5番5号
【電話番号】	03（5408）0800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 永 田 朋 之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝大門二丁目5番5号
【電話番号】	03（5408）0800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 永 田 朋 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第3四半期連結 累計期間	第10期 第3四半期連結 累計期間	第9期 第3四半期連結 会計期間	第10期 第3四半期連結 会計期間	第9期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (千円)	6,299,681	8,173,143	2,204,840	3,171,319	8,534,933
経常利益 (千円)	3,001,327	3,366,226	1,030,915	1,307,496	4,170,963
四半期(当期)純利益 (千円)	1,667,669	1,905,681	604,634	717,759	2,363,272
純資産額 (千円)	—	—	9,408,172	11,223,494	10,214,827
総資産額 (千円)	—	—	10,897,751	13,822,824	12,542,583
1株当たり純資産額 (円)	—	—	35,310.51	41,480.66	38,331.94
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	6,386.89	7,282.40	2,314.21	2,742.74	9,048.58
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	6,302.58	7,201.17	2,284.91	2,711.48	8,932.03
自己資本比率 (%)	—	—	84.7	78.5	80.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	869,232	1,624,735	—	—	2,055,657
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△201,679	△2,451,785	—	—	△53,487
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△764,436	△836,302	—	—	△740,871
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	6,583,250	6,385,984	8,001,977
従業員数 (名)	—	—	117	253	132

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

なお、医療ポータルセグメントにおいて、平成21年12月28日付で、当社の医師・薬剤師を対象とした求人広告事業及び株式会社エス・エム・エスの医師・薬剤師を対象とした人材紹介事業を、共同で新設するエムスリーキャリア株式会社に承継させる会社分割を実施しました。なお、エムスリーキャリア株式会社に対する当社の持分比率は51.0%であり、同社は当社の連結子会社に該当します。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(連結子会社) エムスリーキャリア株式会社	東京都千代田区	50,000千円	医療ポータル	51.0%	取締役の兼任2名

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しています。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数	253名 (42名)
------	------------

(注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員数です。

### (2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数	89名 (16名)
------	-----------

(注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員数です。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループは、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

#### (2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
医療ポータル	—	—	—	—
エビデンスソリューション	70,652	—	3,905,048	—
合計	70,652	—	3,905,048	—

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 医療ポータルセグメントにおいては、受注生産を行っていないため記載しておりません。

3 第1四半期連結会計期間より、メビックス株式会社を新たに連結の範囲に含めたことに伴い、エビデンスソリューションセグメントを新設したため、受注高及び受注残高の前年同四半期比は記載しておりません。

4 エビデンスソリューションセグメントにおいては、学会、研究会、特定公益法人及び大学等が顧客の中心であり、契約における手続が多岐に渡ることを背景に、契約を締結することを前提に契約締結以前よりサービス活動を開始しています。そこで、契約の締結可能性を十分検討の上、契約できると判断した案件について、受注として認識しています。なお、環境変化等による当初契約条件等の見直しに伴う減額分を受注残高より控除しています。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比 (%)
医療ポータル (千円)	2,794,050	+26.7
エビデンスソリューション (千円)	377,269	—
合計	3,171,319	+43.8

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 第1四半期連結会計期間より、メビックス株式会社を新たに連結の範囲に含めたことに伴い、従来のインターネットを利用した医療関連事業を「医療ポータル」セグメントとし、メビックス株式会社の連結化に伴い新たに加わる大規模臨床研究支援事業等を「エビデンスソリューション」セグメントとしました。そのため、エビデンスソリューションセグメントの前年同四半期比は記載しておりません。

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における各販売先への当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しています。

## 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、株式会社エス・エム・エスの医師・薬剤師を対象とした人材紹介事業を、共同で新設するエムスリーキャリア株式会社に承継させる会社分割を実施したことに伴い、新たに発生した事業等のリスクは下記のとおりです。ここに記載した事項は、当社グループが認識、判断したものであり、全てのリスク要因が網羅されているわけではありません。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、入手可能な情報に基づいて当社グループが判断したものです。

### (1) 人材紹介事業に特有の商慣行について

人材紹介事業においては、当社グループの紹介した求職者が、求人企業において入社した日付を基準に売上を計上しますが、当該求職者が入社から6ヶ月以内に自己都合により退社した場合には、その退社までの期間に応じて紹介手数料を返金することとしています。当社グループは、求人企業と求職者の双方のニーズを十分に検討した上で紹介を進め、また、過去の返金実績等を勘案して求めた返金率を一定期間内の紹介案件の売上高に乗じて返金引当金を計上しますが、当社の想定した返金率を上回る返金が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

### (2) 人材紹介に関する法的規制について

当社グループのエムスリーキャリア株式会社は有料職業紹介事業者として、厚生労働大臣の許可を受けています。同社が保有している許可番号は13-ユ-304437であり、有効期限は平成24年12月31日となっています。人材紹介事業の継続には有料職業紹介事業者の許可が必要であるため、何らかの理由により許可の取消等があった場合には、当社グループの事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

## 3【経営上の重要な契約等】

### (1) 会社分割

当社は、平成21年11月17日開催の取締役会において、当社の医師及び薬剤師を対象とした求人広告事業と、株式会社エス・エム・エス（以下「エス・エム・エス」という）の医師及び薬剤師を対象とした人材紹介事業を、共同で新設するエムスリーキャリア株式会社（以下「エムスリーキャリア」という）に承継させる会社分割に関して決議し、同日付で契約を締結しました。

会社分割の概要は次のとおりです。

#### ① 会社分割の目的

求職者である医師及び薬剤師と、求人者である医療機関や法人とのベストマッチを高い水準で効率よく実現させるプラットフォームを作り、総合的な人材サービスを開発提供するため。

#### ② 会社分割の方法

当社及びエス・エム・エスを分割会社とし、両社が共同で新設するエムスリーキャリアを新設分割設立会社とする共同会社分割（新設分割）

#### ③ 分割期日

平成21年12月28日

#### ④ 分割に際して発行する株式及び割当ての内容

エムスリーキャリアは、本分割に際して普通株式1,000株を発行し、当社に510株、エス・エム・エスに490株を割当交付。

#### ⑤ 割当株式の算定根拠

当社承継事業及びエス・エム・エス承継事業のそれぞれについて、その利益額、類似企業比較法により算出した事業価値、当該事業に関連する資産額、その他諸般の事情を総合的に勘案した上で、当社とエス・エム・エスが交渉・協議を行い算定。なお、本新設分割は、当社及びエス・エム・エス両社にとって簡易分割（会社法第805条）に該当し、その事業及び財務状況に対する影響は軽微なものであるため、第三者の意見は聴取していません。

#### ⑥ 分割する求人広告事業の経営成績

	平成21年3月期 (千円)
売上高	322,133

(注) 上記の数値は、監査証明を受けておりません。また、売上高以外の指標等については、算出を行うことが困難であることから記載しておりません。

⑦ 分割する資産、負債の状況（平成21年12月28日現在）

資産	金額（千円）	負債	金額（千円）
流動資産	99,960	流動負債	22,293
固定資産	3,733		
合計	103,693	合計	22,293

（注）上記の数値は、監査証明を受けておりません。

⑧ エムスリーキャリア株式会社の概要

代表者 代表取締役 中條 幸  
 住所 東京都千代田区神田須田町一丁目23番1号  
 資本金 50百万円  
 事業内容 医療従事者及び関連人材を対象とした人材サービス

（2）看護師専門ウェブサイト「m3Nurse」の運営事業譲渡契約

当社は、平成21年11月17日開催の取締役会において、当社とエス・エム・エスが共同で展開している看護師専門ウェブサイト「m3Nurse」（以下「本件ウェブサイト」という）の運営事業のうち、当社が権利を有する部分を、エス・エム・エスに事業譲渡することを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結しました。

主な内容は、次のとおりです。

- ① 譲渡日は、平成21年12月28日以降、平成22年3月31日までの間で、別途当事者間で合意して定める日とします。
- ② 当社は、本件ウェブサイトにかかる無形固定資産（本件ウェブサイトに含まれまたは関連するコンテンツを含む）及び当社の提供するサービス「m3.com」の看護師会員との利用契約のうち、本件ウェブサイトの利用に関する契約を譲渡します。
- ③ 当社の債務については、エス・エム・エスには引き継がないものとします。
- ④ 当社及び当社子会社は、譲渡日後10年間、日本国内において看護師等を主要な対象とする事業等を行わないものとします。
- ⑤ 本事業譲渡の代金は、210,000千円とし、エス・エム・エスは譲渡日に代金を支払うものとします。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、入手可能な情報に基づいて当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものです。

なお、当社は、当社独自のブランド確立を図るため、平成22年1月1日をもって、商号をソネット・エムスリー株式会社からエムスリー株式会社に変更いたしました。

（1）業績の状況

当期においても医療従事者専門サイト「m3.com」の基盤強化を進め、医師会員は、当第3四半期連結会計期間において3千人増加の18.3万人に達しました。

既存サービスについては、顧客への各サービスの浸透も進み、順調に推移しました。製薬会社向けのマーケティング支援サービスは、国内主要製薬会社のほぼ全社が既にご利用されている基本的な「提携企業」サービス、「m3.com」のプラットフォーム上で会員医師が主体的、継続的に高頻度で情報を受け取れる「MR君」サービス、会員医師に対してメールで直接アプローチする「m3MT」サービスと、意図や用途により選べるサービスメニューを提供しています。

会員医療従事者を対象とした調査サービス、会員へ医療情報以外のライフサポート情報を提供する「QOL君」などの一般企業向けマーケティング支援サービス、会員への求人求職支援サービスを行う「m3.com CAREER」、一般の方々からの健康や疾病に関する質問に「m3.com」登録医師が回答する「AskDoctors」

(<http://www.AskDoctors.jp/>)、看護師、薬剤師向けの求人求職支援サービス、診療所の経営をサポートする「m3.com 開業・経営」等の新規サービスの拡充も進めています。

米国においては、「MR君」の米国版である「M3 Messages」サービスの展開が順調に進み、これまで「がん」「リウマチ」「神経科」「循環器」「PCP」等の領域で、8社21薬剤の契約を獲得し、うち5薬剤で既にサービス提供中です。

また、IT活用による大規模臨床研究支援活動を行うメビックス株式会社（以下「メビックス」という）については、公開買付け実施とその後の一連のプロセスにより、現在は、当社が全ての議決権を有する完全子会社となっており、当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）においては、平成21年8月～10月のメビックスの連結経営成績及びキャッシュ・フローの状況を反映しています。

なお、総合的な医師・薬剤師向け人材サービスを展開するため、平成21年12月28日付で、当社の医師・薬剤師を対象とした求人広告事業及び株式会社エス・エム・エスの医師・薬剤師を対象とした人材紹介事業を、共同で新設するエムスリーキャリア株式会社に承継させる会社分割を実施しました。エムスリーキャリア株式会社に対する当社の持分比率は51.0%であり、同社は当社の連結子会社に該当します。

当第3四半期連結会計期間の業績は、以下のとおりです。

（当期の業績）

（単位：百万円）

	平成21年3月期 第3四半期 連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	平成22年3月期 第3四半期 連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	比較増減		(参考) 平成21年3月期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	売上高	2,204	3,171	+966	+43.8%
営業利益	1,053	1,231	+177	+16.8%	3,990
経常利益	1,030	1,307	+276	+26.8%	4,170
四半期(当期)純利益	604	717	+113	+18.7%	2,363

（事業の種類別セグメントの業績）

（単位：百万円）

		平成21年3月期 第3四半期 連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	平成22年3月期 第3四半期 連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	比較増減		(参考) 平成21年3月期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
		医療 ポータル	医療関連会社マーケティング支援	1,480	1,868	+387
調査	260		384	+123	+47.2%	1,052
その他	463		541	+78	+17.0%	1,669
セグメント間の内部売上高	—		2	+2	—	—
セグメント売上高	2,204		2,796	+591	+26.8%	8,534
	営業利益	1,053	1,485	+431	+40.9%	3,990
エビデンスソリューション	セグメント売上高	—	377	—	—	—
	営業損失(△)	—	△152	—	—	—

(注) 1 第1四半期連結会計期間より、メビックスを新たに連結の範囲に含めたことに伴い、従来のインターネットを利用した医療関連事業を「医療ポータル」セグメントとし、メビックスの連結化に伴い新たに加わる大規模臨床研究支援事業等を「エビデンスソリューション」セグメントとしました。なお、前第3四半期連結会計期間においては単一セグメントであったため、当第3四半期連結会計期間の配賦不能営業費用にあたる103百万円が前期の医療ポータルセグメントの営業費用に含まれております。これを勘案した実質的な当第3四半期連結会計期間の医療ポータルセグメントの営業利益は前年同期比28.3%増になります。

2 医療ポータルセグメントにおいて、第1四半期連結会計期間より、従来「マーケティング支援」分野に区分していたQOL君サービス及び一部の提携企業サービスを「その他」分野に区分することとし、従来の「マーケティング支援」分野を「医療関連会社マーケティング支援」分野に変更しています。これに伴い、当第3四半期連結会計期間の「医療関連会社マーケティング支援」分野の売上高は49百万円減少し、「その他」分野の売上高は49百万円増加しています。また前第3四半期連結会計期間の「医療関連会社マーケティング支援」分野に含まれていた売上高47百万円については、「その他」分野に組み替えて表示しています。

医療関連会社マーケティング支援分野の売上高は1,868百万円（前年同期比26.2%増）となりました。国内において、顧客企業数の増加とeディテール（会員向けに配信したメッセージ）量が伸びたこと等により、「MR君」サービスの売上高が前年同期比23.8%増となったほか、「m3MT」サービスが順調に推移しました。また、米国事業が着実に拡大し、全体としては前年同期比26.2%の増収となりました。

調査分野の売上高は384百万円（前年同期比47.2%増）となりました。提携企業との連携強化等の要因により、調査サービスを展開する日本、米国の両市場において好調に推移しました。

その他分野の売上高は541百万円（前年同期比17.0%増）となりました。会員の増加が続く「AskDoctors」や「m3.com CAREER」が好調に推移しました。

これらの結果、医療ポータルセグメントの売上高は、2,796百万円（前年同期比26.8%増）となりました。

エビデンスソリューションセグメントは、既存の大規模臨床試験の契約に伴う収益が中心となり、売上高は377百万円となりました。

以上の結果、売上高は3,171百万円（前年同期比43.8%増）となりました。

売上原価については、メビックスの新規連結による影響（308百万円増加）の他、「MR君」のコンテンツ制作に伴う業務委託費の増加等の要因により、954百万円（前年同期比98.7%増）となりました。

販売費及び一般管理費については、メビックスの新規連結による影響及びそののれん償却費（221百万円増加）の他、医療ポータルセグメントにおける業容拡大に伴う会員向けポイント関連費用の増加等の要因により、985百万円（前年同期比47.0%増）となりました。

これらの結果、営業利益は1,231百万円（前年同期比16.8%増）、経常利益は1,307百万円（同26.8%増）、四半期純利益は717百万円（同18.7%増）となりました。

また、医療ポータルセグメントは営業利益1,485百万円、エビデンスソリューションセグメントは営業損失152百万円を計上しました。

#### （所在地別セグメントの業績）

##### ① 日本

国内は、医療関連会社マーケティング支援分野、調査分野、その他分野とも好調に推移したほか、メビックスの新規連結の影響により、売上高2,844百万円（前年同期比42.6%増）、営業利益1,336百万円（同14.0%増）となりました。

##### ② 北米

北米は、調査サービスが拡大した他、医療関連会社マーケティング支援分野も着実に拡大し、売上高は326百万円（前年同期比63.8%増）となりました。また、「M3 Messages」の先行費用が発生していることから、営業損失7百万円（同17百万円悪化）となりました。

##### ③ その他の地域

その他の地域は、韓国子会社の業績が引き続き低調に推移したことから、売上高25百万円（前年同期比24.9%増）、営業利益4百万円（同4百万円改善）となりました。

#### （2）資産、負債及び純資産の状況

資産合計は、前連結会計年度末比1,280百万円増の13,822百万円となりました。メビックス株式会社（以下「メビックス」という）に対する公開買付けの実施等により現金及び預金が1,538百万円減少し、メビックスの新規連結の影響等により売掛金が1,072百万円増加したものの、流動資産は前連結会計年度末比103百万円減の9,985百万円となりました。またメビックスの子会社化に伴いのれんを1,138百万円計上したこと、エムスリーキャリア株式会社ののれんを100百万円計上したことを主な要因に、固定資産は前連結会計年度末比1,383百万円増の3,837百万円となりました。

負債合計は、前連結会計年度末比271百万円増の2,599百万円となりました。メビックスの新規連結の影響等で買掛金が440百万円増加したこと等により、流動負債は前連結会計年度末比291百万円増の2,302百万円となりました。固定負債は、米国SmartestDoc事業の買収に伴う将来債務の公正価値を計上した一方で、投資有価証券の時価評価の影響等により繰延税金負債が158百万円減少したことを主な要因に、前連結会計年度末比19百万円減の296百万円となりました。

純資産合計は、前連結会計年度末比1,008百万円増の11,223百万円となりました。剰余金配当863百万円を行った一方、四半期純利益1,905百万円を計上したことにより利益剰余金が1,042百万円増加したことが主な要因です。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第2四半期連結会計期間末残高より78百万円減少し、6,385百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、404百万円の収入（前年同期比178百万円の収入増）となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益1,365百万円であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額876百万円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、511百万円の支出（前年同期比428百万円の支出増）となりました。メビックスの完全子会社化における、子会社株式の取得による支出416百万円が発生しています。

財務活動によるキャッシュ・フローは、29百万円の支出（前年同期比29百万円の支出増）となりました。支出の主な内訳は、配当金の支払30百万円です。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、除却等の計画について重要な変更等はありません。  
また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	960,000
計	960,000

##### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	261,696	261,696	東京証券取引所 (市場第一部)	当社は単元株制度を 採用していません。
計	261,696	261,696	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

①第1回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年6月9日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数（注1）	504個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	3,024株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 35,567円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 35,567円 資本組入額 17,784円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

②第2回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年7月31日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数（注1）	34個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	204株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 172,942円
新株予約権の行使期間	平成18年11月11日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 172,942円 資本組入額 86,471円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

③第3回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年7月31日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数（注1）	49個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	294株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 190,202円
新株予約権の行使期間	平成19年2月21日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 190,202円 資本組入額 95,101円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

④第4回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年7月31日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数（注1）	21個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	42株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 408,500円
新株予約権の行使期間	平成19年5月13日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 408,500円 資本組入額 204,250円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑤第5回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数	4個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 378,325円
新株予約権の行使期間	平成19年8月29日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 378,325円 資本組入額 189,163円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑥第6回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数	4個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 490,000円
新株予約権の行使期間	平成19年11月21日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 490,000円 資本組入額 245,000円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑦第7回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数	284個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	568株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 561,150円
新株予約権の行使期間	平成20年3月22日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 561,150円 資本組入額 280,575円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑧第8回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数	33個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	66株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 547,546円
新株予約権の行使期間	平成20年4月24日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 547,546円 資本組入額 273,773円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

⑨第9回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成18年6月20日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数	34個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	34株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 455,000円
新株予約権の行使期間	平成21年1月25日～平成28年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 692,818円 資本組入額 346,409円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

上記のほか、決議日後、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で各新株予約権の目的たる株式の数を調整します。

2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

3 発行価格は、行使時の払込金額455,000円と新株予約権の付与日における公正な評価額237,818円を合算しています。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
  - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 a 記載の資本金等増加限度額から上記 a に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- viii 新株予約権の取得条項  
(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

⑩第10回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成20年6月23日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数	160個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	160株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 405,318円
新株予約権の行使期間	平成22年8月27日～平成30年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 604,573円 資本組入額 302,287円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 発行価格は、行使時の払込金額405,318円と新株予約権の付与日における公正な評価額199,255円を合算しています。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
  - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- viii 新株予約権の取得条項  
(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

⑪第11回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成20年6月23日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数	59個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	59株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 333,000円
新株予約権の行使期間	平成23年5月29日～平成30年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 500,088円 資本組入額 250,044円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

3 発行価格は、行使時の払込金額333,000円と新株予約権の付与日における公正な評価額167,088円を合算しています。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
  - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- viii 新株予約権の取得条項  
(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

⑫第12回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成21年6月22日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数	155個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	155株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日～平成51年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 264,208円 資本組入額 132,104円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

3 発行価格は、行使時の払込金額1円と新株予約権の付与日における公正な評価額264,207円を合算しています。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
  - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- viii 新株予約権の取得条項  
(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	6	261,696	518	1,190,170	518	1,418,565

(注) 新株予約権の行使による増加です。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

### (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

#### ① 【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 261,690	261,690	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	261,690	—	—
総株主の議決権	—	261,690	—

#### ② 【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	335,000	337,000	340,000	354,000	340,000	315,000	335,000	327,000	308,000
最低（円）	261,800	283,500	297,300	300,000	299,800	294,900	303,000	258,700	280,100

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,652,429	8,191,260
売掛金	2,521,456	1,449,350
商品	4,264	2,025
仕掛品	148,897	41,505
その他	664,325	405,586
貸倒引当金	△5,777	△781
流動資産合計	9,985,596	10,088,948
固定資産		
有形固定資産	※1 165,053	※1 65,988
無形固定資産		
のれん	2,070,250	783,665
その他	300,214	195,557
無形固定資産合計	2,370,465	979,223
投資その他の資産		
投資有価証券	867,877	1,173,613
その他	433,830	234,808
投資その他の資産合計	1,301,708	1,408,422
固定資産合計	3,837,227	2,453,634
資産合計	13,822,824	12,542,583
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	551,552	110,967
未払法人税等	678,239	934,442
ポイント引当金	427,587	314,961
その他の引当金	41,489	47,648
その他	603,706	603,085
流動負債合計	2,302,574	2,011,105
固定負債		
退職給付引当金	7,860	4,426
繰延税金負債	153,116	311,137
その他	135,776	1,085
固定負債合計	296,754	316,650
負債合計	2,599,329	2,327,755

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,190,170	1,187,576
資本剰余金	1,418,565	1,415,971
利益剰余金	8,059,179	7,016,995
株主資本合計	10,667,914	9,620,543
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	263,367	497,481
為替換算調整勘定	△75,960	△87,859
評価・換算差額等合計	187,407	409,622
新株予約権	31,240	12,901
少数株主持分	336,932	171,759
純資産合計	11,223,494	10,214,827
負債純資産合計	13,822,824	12,542,583

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	6,299,681	8,173,143
売上原価	1,426,715	2,300,840
売上総利益	4,872,966	5,872,302
販売費及び一般管理費	※1 1,960,258	※1 2,563,472
営業利益	2,912,707	3,308,830
営業外収益		
受取利息	39,328	—
投資有価証券売却益	75,576	57,169
その他	10,642	28,671
営業外収益合計	125,548	85,841
営業外費用		
為替差損	30,686	22,386
その他	6,241	6,058
営業外費用合計	36,927	28,444
経常利益	3,001,327	3,366,226
特別利益		
持分変動利益	24,304	99,972
特別利益合計	24,304	99,972
特別損失		
持分変動損失	—	6,294
投資有価証券評価損	123,373	—
減損損失	12,309	—
固定資産除却損	—	18,288
事務所移転費用	—	3,274
特別損失合計	135,682	27,857
税金等調整前四半期純利益	2,889,949	3,438,342
法人税、住民税及び事業税	1,239,745	1,545,102
法人税等調整額	△37,749	△15,693
法人税等合計	1,201,995	1,529,409
少数株主利益	20,284	3,251
四半期純利益	1,667,669	1,905,681

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	2,204,840	3,171,319
売上原価	480,570	954,654
売上総利益	1,724,269	2,216,665
販売費及び一般管理費	*1 670,322	*1 985,330
営業利益	1,053,947	1,231,335
営業外収益		
受取利息	14,217	—
投資有価証券売却益	—	50,943
その他	2,292	26,535
営業外収益合計	16,510	77,478
営業外費用		
為替差損	39,510	—
その他	31	1,316
営業外費用合計	39,541	1,316
経常利益	1,030,915	1,307,496
特別利益		
持分変動利益	24,304	79,978
特別利益合計	24,304	79,978
特別損失		
持分変動損失	—	863
投資有価証券評価損	123,373	—
固定資産除却損	—	18,288
事務所移転費用	—	3,274
特別損失合計	123,373	22,426
税金等調整前四半期純利益	931,846	1,365,049
法人税、住民税及び事業税	398,003	588,902
法人税等調整額	△81,374	54,325
法人税等合計	316,629	643,227
少数株主利益	10,582	4,062
四半期純利益	604,634	717,759

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	2,889,949	3,438,342
減価償却費	55,520	93,082
減損損失	12,309	—
のれん償却額	49,951	93,174
投資有価証券評価損益 (△は益)	123,373	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	△75,576	△57,169
固定資産除却損	—	18,510
投資事業組合運用損益 (△は益)	1,878	1,723
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△551	5,048
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	59,872	112,925
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,497	2,832
その他の引当金の増減額 (△は減少)	△23,560	△5,327
受取利息及び受取配当金	△44,967	△17,726
為替差損益 (△は益)	30,686	22,386
持分法による投資損益 (△は益)	4,169	△4,545
持分変動損益 (△は益)	△24,304	△93,678
売上債権の増減額 (△は増加)	△87,894	△65,015
たな卸資産の増減額 (△は増加)	6,182	△29,250
前受金の増減額 (△は減少)	△233,396	△164,125
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△4,416	101,291
仕入債務の増減額 (△は減少)	△41,648	47,199
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△21,710	△105,857
その他	△1,563	22,161
小計	2,675,802	3,415,980
利息及び配当金の受取額	44,967	17,825
法人税等の支払額	△1,851,537	△1,809,070
営業活動によるキャッシュ・フロー	869,232	1,624,735
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△30,810	△60,169
定期預金の払戻による収入	—	4,662
有形固定資産の取得による支出	△13,592	△40,309
無形固定資産の取得による支出	△67,430	△83,790
敷金及び保証金の差入による支出	△6,765	△79,626
敷金及び保証金の回収による収入	289	86,556
投資有価証券の取得による支出	△68,191	△125,000
投資有価証券の売却による収入	110,476	27,495
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△88,466	△1,653,964
子会社株式の取得による支出	—	△416,290
貸付けによる支出	△37,187	△112,579
その他	—	1,231
投資活動によるキャッシュ・フロー	△201,679	△2,451,785

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	18,347	5,188
配当金の支払額	△782,784	△859,041
少数株主からの払込みによる収入	—	32,250
少数株主への配当金の支払額	—	△14,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	△764,436	△836,302
現金及び現金同等物に係る換算差額	△78,337	47,359
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△175,219	△1,615,993
現金及び現金同等物の期首残高	6,778,327	8,001,977
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△19,857	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 6,583,250	※1 6,385,984

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、メビックス株式会社、クリニカルポーター株式会社、クリノグラフィ株式会社及びケルコム株式会社については新たに株式を取得したことから、連結の範囲に含めています。また、当第3四半期連結会計期間より、エムスリーキャリア株式会社を会社分割により設立したことから、連結の範囲に含めています。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p>10社</p>
2 連結子会社の四半期決算日等に関する事項の変更	<p>第1四半期連結会計期間より連結子会社としたメビックス株式会社、クリニカルポーター株式会社及びケルコム株式会社の第3四半期決算日は1月31日であり、クリノグラフィ株式会社の第3四半期決算日は12月31日です。四半期連結財務諸表作成に当たって、メビックス株式会社、クリニカルポーター株式会社及びケルコム株式会社については10月31日現在の財務諸表を使用し、クリノグラフィ株式会社については9月30日現在の財務諸表を使用しています。ただし、四半期連結決算日（12月31日）までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。</p> <p>また、M3 USA Corporation（旧 So-net M3 USA Corporation）は決算日を3月31日から12月31日に、アイチケット株式会社は決算日を5月31日から3月31日に変更しました。四半期連結財務諸表作成に当たって、当該会社については、四半期連結決算日（12月31日）現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>前第3四半期連結累計期間において独立掲記しておりました営業外収益の「受取利息」は、当第3四半期連結累計期間において金額的重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しています。</p> <p>なお、当第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれている「受取利息」は、15,597千円です。</p>
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	<p>前第3四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、当第3四半期連結累計期間において金額的重要性が増したため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前第3四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「固定資産除却損」は、10千円です。</p>
	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>前第3四半期連結会計期間において独立掲記しておりました営業外収益の「受取利息」は、当第3四半期連結会計期間において金額的重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しています。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれている「受取利息」は、4,891千円です。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、221,982千円です。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、132,176千円です。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。
報酬・給与 604,635千円	報酬・給与 808,225千円
販売促進費 452,807千円	販売促進費 512,881千円
ポイント引当金繰入額 59,872千円	ポイント引当金繰入額 112,934千円
賞与引当金繰入額 11,739千円	賞与引当金繰入額 20,626千円

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。
報酬・給与 192,643千円	報酬・給与 308,329千円
販売促進費 143,286千円	販売促進費 205,359千円
ポイント引当金繰入額 29,960千円	ポイント引当金繰入額 57,866千円
賞与引当金繰入額 9,960千円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)
現金及び預金勘定 6,809,569千円	現金及び預金勘定 6,652,429千円
預入期間3ヶ月超の定期預金 △226,319千円	預入期間3ヶ月超の定期預金 △266,445千円
現金及び現金同等物 6,583,250千円	現金及び現金同等物 6,385,984千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 261,696株

2 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 31,240千円

(注) スtock・オプションとしての新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来していません。

3 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年4月23日 取締役会	普通株式	863,497	3,300	平成21年3月31日	平成21年6月8日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

当社グループは、インターネットを利用した医療関連事業に特化しているため1つのセグメントしかありませんので、記載を省略しています。

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	医療ポータル (千円)	エビデンス ソリューション (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,794,050	377,269	3,171,319	—	3,171,319
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	2,469	—	2,469	(2,469)	—
計	2,796,519	377,269	3,173,789	(2,469)	3,171,319
営業利益(△損失)	1,485,154	△152,727	1,332,427	(101,092)	1,231,335

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

当社グループは、インターネットを利用した医療関連事業に特化しているため1つのセグメントしかありませんので、記載を省略しています。

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	医療ポータル (千円)	エビデンス ソリューション (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	7,384,997	788,145	8,173,143	—	8,173,143
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	2,469	—	2,469	(2,469)	—
計	7,387,466	788,145	8,175,612	(2,469)	8,173,143
営業利益(△損失)	3,925,036	△312,589	3,612,446	(303,616)	3,308,830

(注) 1 事業区分の方法

事業は、事業の製造方法及び製造過程の類似性を考慮して区分しています。

2 各区分に属する主要な事業

事業区分	主要事業
医療ポータル	MR君等の医療関連会社向けマーケティング支援、調査、AskDoctors等の コンシューマ向けサービス、QOL君・開業経営サービス等の非製薬会社向 けマーケティング支援等
エビデンスソリューション	CapToolを活用した臨床研究支援等の臨床研究等に関連する事業等

3 事業区分の方法の変更

当社グループは、従来、インターネットを利用した医療関連事業に特化しており1つのセグメントしかありませんでしたが、第1四半期連結会計期間より大規模臨床研究支援事業を営むメビックス株式会社を新たに連結の範囲に含めたことに伴い、従来のインターネットを利用した医療関連事業を「医療ポータル」セグメントとし、メビックス株式会社の連結化に伴い新たに加わる大規模臨床研究支援事業等を「エビデンスソリューション」セグメントとしました。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,985,581	198,986	20,273	2,204,840	—	2,204,840
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	9,423	—	—	9,423	(9,423)	—
計	1,995,004	198,986	20,273	2,214,263	(9,423)	2,204,840
営業利益	1,173,029	10,042	594	1,183,666	(129,719)	1,053,947

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	2,819,974	326,023	25,322	3,171,319	—	3,171,319
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	24,952	—	—	24,952	(24,952)	—
計	2,844,926	326,023	25,322	3,196,272	(24,952)	3,171,319
営業利益（△損失）	1,336,842	△7,639	4,934	1,334,137	(102,802)	1,231,335

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	5,703,654	530,695	65,332	6,299,681	—	6,299,681
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	26,390	—	—	26,390	(26,390)	—
計	5,730,045	530,695	65,332	6,326,072	(26,390)	6,299,681
営業利益（△損失）	3,255,553	△33,019	△3,229	3,219,305	(306,597)	2,912,707

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	7,375,105	737,703	60,334	8,173,143	—	8,173,143
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	68,463	—	1,782	70,245	(70,245)	—
計	7,443,568	737,703	62,116	8,243,388	(70,245)	8,173,143
営業利益（△損失）	3,668,901	△52,153	△944	3,615,803	(306,973)	3,308,830

(注) 1 国または地域は、地理的近接度により区分しています。

2 日本以外の区分に属する主な国または地域は次のとおりです。

北米：米国

その他の地域：韓国

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	北米	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	198,986	20,273	219,259
II 連結売上高（千円）			2,204,840
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	9.0	0.9	9.9

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	北米	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	326,023	25,322	351,345
II 連結売上高（千円）			3,171,319
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	10.3	0.8	11.1

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	北米	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	530,695	65,332	596,027
II 連結売上高（千円）			6,299,681
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	8.4	1.0	9.4

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	北米	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	737,703	60,334	798,037
II 連結売上高（千円）			8,173,143
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	9.0	0.8	9.8

（注）1 国または地域は、地理的近接度により区分しています。

2 各区分に属する主な国または地域は次のとおりです。

北米：米国

その他の地域：韓国

3 海外売上高は、連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高です。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

1 パーチェス法の適用

当社の医師及び薬剤師を対象とした求人広告事業と、株式会社エス・エム・エスの医師及び薬剤師を対象とした人材紹介事業を、共同で新設したエムスリーキャリア株式会社に承継させる会社分割を行い、当該企業結合について以下の通りパーチェス法を適用しました。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社エス・エム・エス
取得した事業の内容	医師及び薬剤師を対象とした人材紹介事業
企業結合を行った主な理由	求職者である医師及び薬剤師と、求人者である医療機関や法人とのベストマッチを高い水準で効率よく実現させるプラットフォームを作り、総合的なサービスを開発提供するため。
企業結合日	平成21年12月28日
企業結合の法的形式	会社分割(共同新設分割)
結合後企業の名称	エムスリーキャリア株式会社
取得した議決権比率	51.0%

(2) 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

平成21年12月31日をみなし取得日としており、四半期連結損益計算書に被取得事業の業績は含まれておりません。

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得した事業の取得原価 235,028千円

結合企業が設立時に相手企業に対して割り当てた普通株式490株の評価額です。

なお、当社と株式会社エス・エム・エスに対する割当比率は51:49であり、比率及び割当株式の評価額は、当該事業の利益額、類似企業比較法により算出した事業価値、当該事業に関連する資産額、その他諸般の事情を総合的に勘案した上で、両社が交渉・協議を行い算定しました。

(4) 発生したのれんの金額等

のれん金額 100,577千円

発生原因 人材紹介事業の今後の事業展開によって期待される将来の収益力に関連して発生したもの

償却方法及び償却期間 のれん金額については、5年間で均等償却しています。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	33,076千円
固定資産	17,016千円
資産計	<u>50,092千円</u>
流動負債	<u>12,274千円</u>
負債計	<u>12,274千円</u>

(注) 上記は全て株式会社エス・エム・エスより受け入れた資産及び引き受けた負債です。

(6) 当該企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定したときの当第3四半期連結累計期間の売上高等の概算額

売上高等に及ぼす影響の概算額は軽微であるため記載を省略しています。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 41,480.66円	1株当たり純資産額 38,331.94円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	11,223,494	10,214,827
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	368,172	184,661
(うち新株予約権)	(31,240)	(12,901)
(うち少数株主持分)	(336,932)	(171,759)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額(千円)	10,855,321	10,030,165
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の普通株式の数(株)	261,696	261,666

## 2 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 6,386.89円	1株当たり四半期純利益金額 7,282.40円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 6,302.58円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 7,201.17円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	1,667,669	1,905,681
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,667,669	1,905,681
期中平均株式数(株)	261,108	261,683
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	3,493	2,952
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,314.21円	1株当たり四半期純利益金額	2,742.74円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,284.91円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,711.48円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	604,634	717,759
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	604,634	717,759
期中平均株式数(株)	261,270	261,694
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	3,350	3,017
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月9日

ソ ネット ・ エ ム ス リ ー 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      中 嶋      康 博  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      善 場      秀 明  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソネット・エムスリー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ソネット・エムスリー株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

エムスリー株式会社  
(旧会社名 ソネット・エムスリー株式会社)  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 善場 秀明  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエムスリー株式会社（旧会社名 ソネット・エムスリー株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エムスリー株式会社（旧会社名 ソネット・エムスリー株式会社）及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。